

事業所における自己評価結果（公表）

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制 整備	1	6		国の定めた基準以上の広さを確保し、スペースは児童の特性に応じて適切に配置・利用しております。	
	2	4	2	制度上は問題ないが、療育中も見守り支援を念頭に置きながら対応している。	より良い支援ができるように、今後も児童数に応じて職員配置を考慮し、対応してまいります。
	3	4		現在、車椅子利用の児童の受け入れはありますが、階段やトイレには段差や狭さがあり、スロープの設置はなく、バリアフリーとなっていないため状況に応じて職員が見守り、付き添っています。 児童に分りやすいよう、学習する場所、遊びの場所と視覚的にも環境や情報が分かりやすいように配慮しています。	賃貸のためハード面の大幅な回収は難しいと考えられますが、保護者様のご意見を取り入れながら必要に応じて環境や対応について協議・検討してまいります。 階段やトイレの段差にはより注意し、事故防止に努めてまいります。
	4	5	1	衛生管理に配慮し、常に空気清浄機の使用と換気、また机・椅子・玩具などは、使用后や朝夕に除菌や清掃をおこなっています。	今後も衛生管理を継続し、児童が心地よく過ごせる空間づくりに努めてまいります。
業務 改善	5	5	1	業務改善を図るためリフレクション会議を毎月2回開催し、支援の改善点、療育の計画などすべての職員が情報を共有出来るように回っています。	リフレクション会議等で明確な目標を話し合い、全職員に周知し、PDCAも含めた業務全般の可視化を進めていきます。
	6	6		年に一度アンケート調査を実施し、集計内容を職員間で共有しながら今後の支援に繋げています。	
	7	5	1	COMPASS 発達支援センター公式Web サイトにて公開しております。	今後も公式Webサイトで公開してまいります。
	8	3	3	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。
適切な 支援 の 提供	9	6		定期的な研修を実施し、職員の資質向上の機会を確保しております。	
	10	6		アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	
	11	6		標準化されたアセスメントツールを使用している	
	12	6		児童発達支援計画には、「児童発達支援ガイドライン」の「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	
	13	6		支援計画について職員間で共通認識を回り、充実した支援につなげております。	
	14	6		季節にあつたものを取り入れるなど職員間でも話し合い、全員がチームとなって立案しております。	
	15	6		児童の状況に合わせて、個別療育の他、イベントや製作・集団活動も取り入れ、活動が固定化しないように工夫しております。	
	16	5	1	児童の発達に合わせて、個別活動と集団活動を組み合わせた支援計画を作成しています。	今後も児童の状況に応じて個別活動と集団活動を組み合わせ、支援計画を作成してまいります。
	17	6		毎朝必ず打ち合わせをおこない、その日の利用児童の支援内容や職員の役割分担を確認しています。	
	18	4	2	支援終了後は、職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	今後とも次回の支援・活動に活かせるよう職員間で情報の共有、共通理解に努め、支援にあたってまいります。
関係 機関 や 保護 者 と の 連 携	19	6		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	
	20	6		定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	
	21	5	1	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	今後も継続して児童発達支援管理責任者が参画してまいります。
	22	3	3	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	今後も継続して情報の共有に努め、事業所からも自発的な問題の提起や情報提供をおこない、関係機関と密な連携を継続し、児童の支援に反映させるように努めてまいります。
	23	4	2	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	3	3	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	6		移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	26	6		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	
	27	3	3	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	今後も同様に専門機関や他事業所との連携を回り、助言や機会があれば研修を受けて療育に活かしてまいります。
	28	2	4	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	コロナ収束後ではありますが、今後は保護者様の意向を伺いながら、個人情報をふまえて今後の課題とします。
保護 者 へ の 説 明 責 任 等	29	1	5	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	参加は感染予防をふまえてオンラインをできるだけ活用し、または収束後は積極的に参加してまいります。
	30	5	1	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	今後、保護者様との普段からの何気ない会話や子どもの状況についての話し合いを多く持ち、お気軽に相談していただける信頼関係を大切にしてまいります。
	31	2	4	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	今後、保護者様のお悩みに努めて子育てのお悩みに寄り添い、ご家庭でも取り組める効果的な関わり方などをご提案するなど、相互で連携した支援を心がけてまいります。
	32	6		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	
	33	6		児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら児童発達支援計画の同意を得ている	
	34	6		定期的、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	
	35	6		父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	今後コロナ収束後は保護者様のご理解やブライパシーに配慮しながらご意向を踏まえ、交流の機会を検討してまいります。
非常 時 等 の 対 応	36	6		子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	
	37	6		定期的な会報等発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	
	38	6		個人情報の取扱いに十分注意している	
	39	6		障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	
	40	1	5	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	今後コロナ収束後は保護者様のご理解やブライパシーに配慮しながらご意向を踏まえ、交流の機会を検討してまいります。
	41	6		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	
	42	6		非常災害の発生に備え、定期的に避難訓練は、児童も参加して定期的実施しております。 連絡網のカレンダーで、前月に実施予定日をお知らせし、訓練の様子は次の月の連絡網カレンダーを通じてご紹介しております。	
非 常 時 等 の 対 応	43	6		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	
	44	6		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	
	45	6		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	
	46	6		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	
	47	6		現在の利用児童には身体拘束が必要なケースはありません。 利用契約書には、身体拘束の禁止を記載しており、生命または身体を保護するために、やむを得ず身体拘束をおこなう場合は、あらかじめ文書により保護者様の同意を得るように義務付けられています。	